

議案第 68 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和6年11月29日付けで専決処分したので報告し承認を求める。

令和6年12月 3日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により11月29日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第260号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。